

ペットお預かり契約書

ご依頼主_____（以下「甲」という。）と合同会社ビーアンドエイチ（以下「乙」という。）とは、甲が乙に預けるペットの保管及び管理に関して、下記のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は甲に対し、甲が必要とするペットの為の保管場所及びペットに対する管理業務を提供し、甲は乙に対し、施設使用料及び別途利用規約に定められた料金を定められた方法で支払うものとする。

（保管場所）

第2条 乙は甲からお預かりした別紙記載ペットを、次の保存場所において保管するものとする。

名称：ペットホテル アットビー犬舎設備

所在地：東京都目黒区中目黒3-1-9 コーポフジ1階

（善管注意義務）

第3条 乙は常に善良なる管理者の注意をもってお預かりしたペットを取り扱うものとする。

（ご利用予約）

第4条 甲が乙にペットを預けようとするときは、原則として事前に予約するものとする。ただし、急を要する場合は、当日の予約も可能とする。

（事前手続）

第5条 甲が乙にペットを預けようとするときは、甲はあらかじめ預けるペットの名前、預ける期間、その他必要事項を記載した別紙申込書を乙に提出するものとする。

（延泊と時間延長）

第6条 甲は、契約した期間を超えてもペットのお迎えができないときは、次の事項に従うものとする。

- 延泊、時間延長の場合は、乙に連絡するものとする。
- お迎え予定時間を越えてもペットのお迎えがない場合は、お迎えがあった時までに要した施設使用料等の費用を乙は別途請求するものとする。

（お預かり期間終了後の処置）

第7条 甲が指定したお迎え予定時間を越えても乙に何らの連絡をしない場合は、次の事項に従うものとする。

- お迎え予定時間より7日間が経過した場合は、乙は最終お預かり期限を定め、書面によりその旨を連絡するものとする。
- 最終お預かり期限を越して7日が過ぎても甲より何らの連絡がなされない場合は、甲は飼い主の権利（所有権）を放棄したものとみなし、ペットの所有権は乙に移転するものとする。

（契約期間）

第8条 本契約は締結時より1年間有効とし、期間満了前に甲もしくは乙より契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新するものとする。

（お預かりできない場合）

第9条 甲が預けようとするペットが次のような場合は、乙はお預かりを拒否することが出来る。

- 狂犬病の予防接種や各種ワクチンを定期的に受けていない場合。
- ノミ、ダニ、フィラリア等の予防がなされていない場合。
- 伝染病に罹患していると思われる場合又は寄生虫に感染している場合。
- 生後90日に満たない仔犬の場合。
- 過度に攻撃的である場合。

（お預かり中の病気又は事故）

第10条 乙はお預かりするにあたり、万一ペットが発病又は怪我をした場合は、甲に連絡し指示を仰ぐこととする。ただし、急を要する場合は、乙の判断により動物病院で獣医師による治療を受けさせることとする。この場合、治療費、入院費等の実費は甲の負担とし、後日乙より請求するものとする。

（保証）

第11条 お預かり期間中に、乙の過失によりペットが死亡、怪我又は逃亡等をした場合は、甲乙間で協議し、誠意を持って対処するものとする。ただし、天災等不可抗力による場合はこの限りでない。

（禁止事項）

第12条 次の行為を行うことを禁止するものとする。
1. 宿泊が連続で90日以上続くこと。（ただし、相談に応じます。）
2. 頻繁に予約をキャンセルもしくは予約内容を変更すること。

（その他）

第13条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し、これを解決するものとする。

平成 年 月 日

（住所）

甲（氏名）

Ⓜ

（住所）

東京都目黒区上目黒3-26-20

合同会社 ビーアンドエイチ

乙（氏名）

代表社員 黒田 越王

Ⓜ